

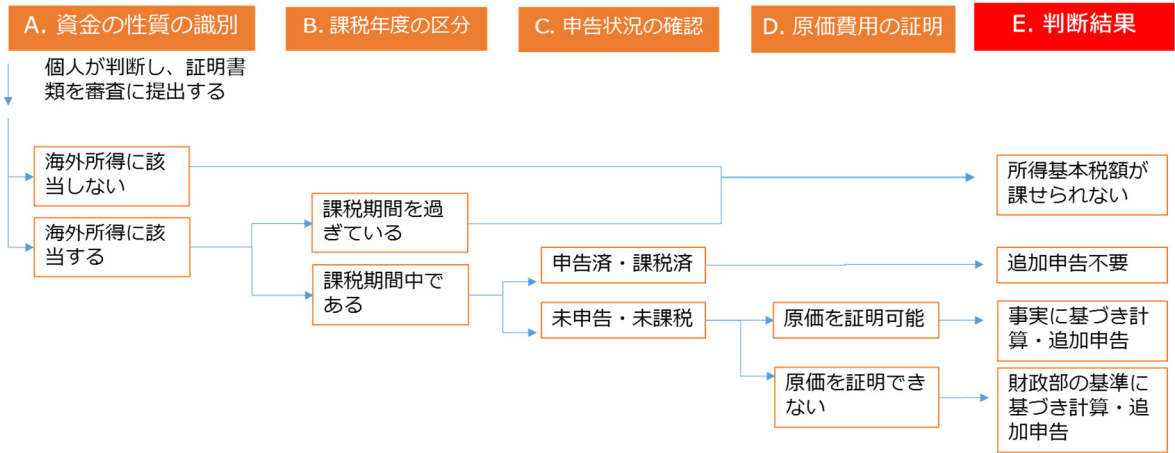
所得税法

個人による海外資金の台湾への送金に関する基本税額の追加申告、計算・追納について、財政部が認定基準および証明書類に係る解釈通達を公布

財政部は 2019 年 1 月 31 日付台財税字第 10704681060 号通達を公布し、台湾居住者である個人が台湾に海外資金を送金する際に課税されるかどうか、所得課税年度の認定および所得額の計算等について、規定を定めました。ポイントをまとめると下記のとおりとなります。

1. 次の場合は、台湾へ送金される海外資金は所得税が課せられません。
 - (1) 海外所得に該当しない資金：海外投資の元本回収、減資による回収資金、貸借金もしくは債務の返済金、金融機関預金の元本、資産取引の元本およびその他の資金等。
 - (2) 所得基本税額がすでに課せられている海外所得。
 - (3) 海外所得に該当、課税されていないが、すでに課税期間を過ぎているもの。
2. 基本税額の追加申告、計算・追納が必要となる海外所得
 - (1) 上記以外の海外所得は、取得年度に個人基本所得額に算入し、基本税額が課せられます。ただし、すでに所得源泉地の規定に基づき納付した所得税については、台湾における基本税額から限度額までの控除ができます。(個人が海外所得を取得した年度において、台湾居住者に該当しない場合は、課税されない。)
 - (2) 所得の計算：①原価および必要費用を証明できる場合は実所得、②原価および必要費用に関する証明書類を提出できない場合は、財政部認定の原価および費用の基準に基づき所得を計算します。(「台湾外源泉所得および香港・マカオ源泉所得の個人基本所得額への算入申告および監査要点」第 16 点に基づく。)
3. 中国源泉所得
個人の取得した中国源泉所得は、個人所得総額に算入し所得税が課せられます。個人所得税の追加申告、計算および追納に係る認定基準については、上記の規定に基づき取り扱われます。

4. 次のフローチャートにより、基本税額の追加申告、計算・追納についての判断を行います。



PwC 台湾の見解：

台湾へ資金を送金する台湾居住者は、各地の税務当局にて設置された「税務専門サービス窓口」を利用できるほか、専門家に相談し、台湾へ送金する資金の性質および必要書類等に関する意見を求めることをお勧めいたします。

産業創新条例第 23 条の 1 に定める優遇税制(パススルー課税)の適用を希望する有限責任組合ベンチャー事業は、設立された翌年 2 月末までに中央目的事業管轄官庁に適用申請が必要

申請期限は次のとおりです。

1. 有限責任組合ベンチャー事業設立の翌年**2月末**までに中央目的事業管轄官庁に適用を申請します。
2. 毎年の法人税申告期間開始日 2 ヶ月前までに、中央目的事業管轄官庁に許可申請を行います。

PwC 台湾の見解：

産業創新条例第 23 条の 1 の適用を希望する有限責任組合ベンチャー事業は、租税優遇措置適用のためには前記の日程に留意することが必要です。また、法人税申告期限内に、①台湾内の出資者については法人所得計算表を記入・送付し、②台湾外の出資者については証券取引所得以外の所得につき、源泉徴収を行うとともに、源泉徴収票を出資者へ発行しなくてはなりません。

会社法・証券管理に関する法律

会計年度の「四半期ごと」あるいは「半期ごと」の利益処分または欠損填補について

経済部より2019年1月22日に経商字第10802400630号通達が公布され、会計年度の「四半期ごと」あるいは「半期ごと」の利益処分または欠損填補について説明がなされました。ポイントを整理すると下記となります。

1. 会社が会社法第 228 条の 1 第 1 項により、定款に「二者択一」で「四半期ごと」あるいは「半期ごと」に利益処分または欠損填補を行うと明文規定した場合、定款改定後に直ちに前四半期または前半期の利益を分配でき、次の会計年度まで適用を待つ必要はありません
2. 実際に実行する際、四半期ごとあるいは半期ごとにより利益処分または欠損填補が行われない場合は、利益処分案あるいは欠損填補案、営業報告書および財務諸表の作成、および監査役の監査への提出、取締役会での決議といった所定の手続きを行う必要がありません。ただし、会社が利益処分または欠損填補を行わない場合は、取締役会において利益処分または欠損填補を行わないという決議を経る必要があります。
3. 会社法第 235 条の 1 によれば、従業員報酬とは当年度の利益獲得状況に基づき定款に定める定額あるいは比率により計算され、各会計年度終了時に支給されるものであり、四半期ごと(または半期ごと)に支給することはできません。会社が四半期ごと(あるいは半期ごと)に利益処分を行う場合は、納付すべき税額を見積り(積み立て)、法により欠損を填補し利益準備金を積み立てるほか、従業員報酬も予め積み立てておくことが必要となります。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.